



島根県報

平成29年2月14日（火）

第2,877号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院の認定	(障がい福祉課)	2
応急入院指定病院の指定	(")	2
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第2項後段の規定による特例措置を採ることができる応急入院指定病院の指定	(")	2
保安林予定森林(2件)	(森林整備課)	2
指定施業要件の変更予定保安林	(")	3
保安林の指定	(")	4
保安林の指定の解除	(")	4
指定漁船調書の縦覧	(水産課)	4

【公 告】

公共測量の終了(2件)	(技術管理課)	5
-------------	---------	---

【特定調達公告】

島根県立中央病院における診療材料メドトロニックAdvisaMRIの購入に係る一般競争入札の実施	(病院局)	6
島根県立中央病院におけるアバステチン点滴静注用400ミリグラム/16ミリリットル外7品目の医薬品の購入に係る一般競争入札の実施	(")	8
島根県教育センター研修用コンピュータ機器等の調達に係る随意契約の相手方等	(教育指導課)	10

【正 誤】

平成24年12月21日付け島根県報号外第174号中	(総務課)	11
---------------------------	-------	----

告 示**島根県告示第55号**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院を次のとおり認定したので、告示する。

平成29年 2月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	認定年月日
社会医療法人清和会 西川病院	浜田市港町293- 2	平成29年 2月 1日

島根県告示第56号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項に規定する精神科病院を次のとおり指定したので、告示する。

平成29年 2月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	指定年月日
社会医療法人昌林会 安来第一病院	安来市安来町899- 1	平成29年 2月 1日
島根県立こころの医療センター	出雲市下古志町1574- 4	平成29年 2月 1日
社会医療法人清和会 西川病院	浜田市港町293- 2	平成29年 2月 1日

島根県告示第57号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院を次のとおり指定したので、告示する。

平成29年 2月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	指定年月日
社会医療法人清和会 西川病院	浜田市港町293- 2	平成29年 2月 1日

島根県告示第58号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 2月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
邑智郡邑南町鱒淵925
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第59号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 2月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市八雲町東岩坂2821、2843-1、2844、2847-2、2847-4

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第60号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年 2月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

出雲市斐川町出西字伊保569、569続1、571、571-1、572-1、572-2、574、577、3198から3202まで、3204から3206まで、3210、3212から3223まで、3224-1、3231-1、野郷町字才ノ神578、邑智郡川本町大字川本1851

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに出雲市役所及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第61号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年 2月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町原田近石奥2081-1、2082、2082-内2、2086、2087、2097、2098、2099-1から2099-5まで、2101、2101-1、2102-1、2103-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

隠岐郡隠岐の島町原田近石奥2087、2099-5、2102-1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第62号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年 2月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

大田市鳥井町鳥井字宇津宮1765-5、字桜田1774-13から1774-15まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第63号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成29年 2月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

大田市五十猛町1810-37 和田 等

” 2166 辻 裕行

” 1776-7 海塚敬則

(2) 加入区

五十猛加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成28年12月31日に終了した旨松江市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年 2月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影・写真地図作成）

2 作業期間

平成28年 9月20日から同年12月31日まで

3 作業地域

松江市全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成29年1月31日に終了した旨国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年 2月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（3級水準測量）

2 作業期間

平成28年9月1日から平成29年1月31日まで

3 作業地域

一級河川江の川（江津市、邑智郡川本町、邑智郡美郷町、邑智郡邑南町）

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成29年2月14日

島根県立中央病院病院長 菊 池 清

1 調達内容

(1) 診療材料名及び購入予定数量

メドトロニック A d v i s a M R I 51個

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

ア 入札金額については、納入に要する一切の費用を織り込んだ上で(1)の診療材料の単価を記載すること。

イ 入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「7 薬品類」、中分類「(6) 診療材料」に登録された者であること。

(4) (3)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき、医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。

(7) 本公告に示した診療材料を納入することができることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
島根県立中央病院事務局経営部業務課
電話0853-30-6430
 - (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
平成29年2月14日から同年3月13日までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）。
 - (3) 入札説明会
実施しない。
 - (4) 入札書の受領期限
平成29年3月29日 午前9時（郵送の場合は書留郵便とし、平成29年3月28日午後5時までに必着とする。）
 - (5) 開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成29年3月29日 午前9時
 - イ 場所
島根県立中央病院 3階 会議室1
- 4 その他
- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
入札者が見積もった契約金額（契約期間に係る総支払予定金額）の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額（契約期間に係る総支払予定金額）の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - (5) 入札執行の取りやめ又は延期
不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は延期することがある。
 - (6) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき又は島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
 - (7) 契約書作成の要否
要する。
 - (8) 落札者の決定方法
島根県病院局財務規程第96条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (9) 契約の解除

平成29年度の歳出予算において、本診療材料の調達に係る予算が減額又は削除された場合は、本契約を解除する場
合がある。

(10) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請
した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年
度から5年間は同様とする。

(11) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the Products to be purchased : Medtronic Advisa DR MRI SureScan 51pieces
- (2) Time Limit of Tender : 9 : 00A.M. 29 March 2017 (Bids by Post must be received by 5 : 00 P.M. on March
28 2017)
- (3) Please tender all information to : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara Izumo-shi,
Shimane-ken, 693-8555 Japan.
Tel 0853-30-6430

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の
の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成29年 2月14日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 調達内容

(1) 医薬品名、規格・包装及び予定数量

- ア アバスチン点滴静注用400mg/16ml、400mg16ml 1瓶、450瓶
- イ レブラミドカプセル5mg、PTP40カプセル、140箱
- ウ リュープリンSR注射用キット11.25mg、11.25mg 1筒、782筒
- エ ソリリス点滴静注300mg、300mg30ml 1瓶、80瓶
- オ オブジーボ点滴静注100mg、100mg10ml 1瓶、120瓶
- カ アリムタ注射用500mg、500mg 1瓶、241瓶
- キ ノルディトロピンフレックスプロ注10mg、10mg 1キット、469キット
- ク ジェノトロピンゴークイック注用5.3mg、5.3mg 1キット、1004キット

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成29年 4月1日から平成30年 3月31日まで

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

- ア 入札金額については、納入に要する一切の費用を織り込んだ上で(1)の医薬品それぞれの単価を記載すること。
- イ 入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつ
た契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「7 薬品類」、中分類「(1) 医療薬品」に登録された者であること。
- (4) (3)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき、医薬品販売業の許可を受けた者であること。
- (7) 本公告に示した医薬品を納入することができることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
島根県立中央病院事務局経営部業務課
電話0853-30-6431
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
平成29年2月14日から同年3月3日までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）。
- (3) 入札説明会
実施しない。
- (4) 入札書の受領期限
平成29年3月28日 午前10時30分（郵送の場合は書留郵便とし、平成29年3月27日午後5時までに到着していること。）
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時
平成29年3月28日 午前10時30分
イ 場所
島根県立中央病院 3階 会議室1

4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積もった契約金額（契約期間に係る総支払予定金額）の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額（契約期間に係る総支払予定金額）の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求められることがある。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札執行の取りやめ又は延期

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は延期することがある。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき又は島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(9) 契約の解除

平成29年度の歳出予算において、本医薬品の調達に係る予算が減額又は削除された場合は、本契約を解除する場合がある。

(10) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とする。

(11) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased :

- a AVASTIN 400 mg / 16 ml , 400 mg 16 ml 1 vial , 450 vials
- b Revlimid Capsules 5 mg , PTP 40 capsules , 140 package
- c LEUPLIN SR FOR INJECTION KIT 11.25 mg , 11.25 mg 1 cartridge , 782 cartridges
- d SOLIRIS 300 mg , 300 mg 30 ml 1 vial , 80 vials
- e OPDIVO 100 mg , 100 mg 10 ml 1 vial , 120 vials
- f Alimta Injection 500 mg , 500 mg 1 vial , 241 vials
- g Norditropin FlexPro 10 mg , 10 mg 1 cartridge , 469 cartridges
- h Genotropin GoQuick Injection 5.3 mg , 5.3 mg 1 cartridge , 1004 cartridges

(2) Time Limit of Tender : 10 : 30A.M. 28 March 2017 (Bids by Post must be received by 5 : 00 P.M. on March 27 2017)

(3) Please tender all information to : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Japan.

Tel 0853-30-6431

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平

成7年政令第372号)第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

平成29年2月14日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

1 物品の名称及び数量

島根県教育センター研修用コンピュータ機器等 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁教育指導課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年1月10日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通リース株式会社中国支店 支店長 堀江 秀三 広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号

5 随意契約に係る契約金額

52,060,320円(消費税及び地方消費税を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。

8 特例公告を行った日

平成28年11月29日

正 誤

平成24年12月21日付け島根県報号外第174号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
40	上から13	適合証	変更後の計画に係る適合証